

尼崎市監査公表第10号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長等から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和4年11月8日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	藤	川	千	代
同	眞	田	泰	秀
同	林		久	博

## 措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	都市整備局
2 監査結果報告日	令和 2年 3月 24日
3 措置通知日	令和 4年 10月 24日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>市営住宅自治会への業務委託について</u></p> <p>現在、全ての市営住宅に指定管理者制度が導入されているところ、市の指示により、一部の管理業務が「尼崎市営住宅管理業務委託契約」及び「尼崎市営住宅駐車場管理業務委託契約」として、指定管理者から各住宅の自治会に委託されている。</p> <p>いずれの契約についても市が契約書のひな型及び委託料を定め、委託料相当額を指定管理料として支払っており、実質的な一者特命随意契約となっている。</p> <p>本件業務委託には次の問題が認められる。</p> <p>① 指定管理者が包括的に管理している施設について、その管理業務の一部を委託するよう指示することに、合理的な説明がないこと。</p> <p>② 理由を示すことなく、実質的な一者特命随意契約を行っていること。</p> <p>③ 仕様書がなく委託業務の範囲が不明瞭であること。</p> <p>④ 業務内容や業務量により委託料が積算されていないこと。</p> <p>⑤ 委託料が委託先である自治会の会計を通らず、直接会長等個人の収入になっている可能性があるが、市が実態を把握していないこと。</p> <p>また、委託料が自治会でなく直接会長等個人の収入となっている、自治会会計において共益費と自治会費の会計区分がなされていない等、自治会会計が適切に行われていない例があると見られる。</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;</p> <p>市営住宅の管理の実態が、過去からの経緯により錯綜している状況にあると見られることから、まずは現状の調査、把握を行い、その結果を踏まえて自治会への公費支出の必要性、妥当性及び支出方法を整理し、支出方法に応じた適正な運用に是正すること。</p> <p>また、委託先である自治会の会計についても、不適切な事例の是正に取り組むこと。</p>	

## 5 措 置 の 内 容

① 指定管理者が包括的に管理している施設について、その管理業務の一部を委託するよう指示することに、合理的な説明がないこと。

② 理由を示すことなく、実質的な一者特命随意契約を行っていること。

これまで指定管理者から指定管理業務の一部を外部に委託する場合において市が委託内容や委託先を指示していたが、これらの行為は契約上の再委託にあたることから、令和 2 年度に実施した令和 3 年度から令和 7 年度の指定管理者選定時の事業者募集の際に、尼崎市営住宅等管理業務標準仕様書にて、「指定管理業務の一部を外部に委託する場合は、市と委託内容等を協議の上、事前に承認を受けること。委託にあたっては、委託先と委託契約を締結し、契約書写しを市に提出すること」と記載したほか、再委託する場合には再委託先を委託することとした理由を示すことや指定管理者と再委託先双方の契約書内に委託目的を記載する等、再委託先に委託する合理的な理由・目的を明確にするよう改めた。

なお再委託する管理業務の中には夜間時の緊急連絡等も含め、その住宅の入居者のみ即時対応が可能な業務もあり、指定管理者との協議の中で自治会のある住宅については、自治会に再委託することが合理的である。従って上記のとおり仕様変更は行ったものの、実態的には両者協議の上、自治会に再委託を続けており、今後もそれを継続することとなる。

しかしながら現に自治会のない住宅があることや入居者の高齢化が進み、業務を請け負えなくなる自治会も出てくることも想定されることから、管理業務の契約上は自治会以外の外部委託先にも対応できるよう自治会に指定しない仕様としたものである。

③ 仕様書がなく委託業務の範囲が不明瞭であること。

これまで指定管理者が指定管理業務の一部を再委託する際、業務の仕様書を作成せず、業務の範囲も不明瞭な実施要領で委託していたものであるが、令和 3 年度以降は再委託に係る業務内容について仕様書を作成し、業務内容を具体的に示すように変更を行った。また再委託先から指定管理者への業務報告に関しても報告書に各業務を行った日付を記入するよう改め、業務履行に関しても指定管理者が適切に確認できるよう様式変更を行った。

④ 業務内容や業務量により委託料が積算されていないこと。

令和 2 年度までは、指定管理者は市が定める単価で再委託を行っていたが、令和 3 年度以降は、再委託する場合は指定管理者自身が業務内容の調整を行い、委託料についても、業務内容に応じて指定管理者が積算を行うこととする等、委託するかどうかも含め指定管理者の裁量が図られるよう改めた。

なお再委託料については従前から明確に根拠立てて積算されていたものではなかったため、今回、委託契約内の業務の内容や業務量の実態調査を行い、その結果から現在の再委託料についても改めて検証したところ、妥当であることが確認された。

⑤ 委託料が委託先である自治会の会計を通らず、直接会長等個人の収入になっている可能性があるが、市が実態を把握していないこと。

指定管理者から一部の住宅管理業務を委託されている委託先全自治会 106 件に対し、自治会として委託料を受け取り、自治会に会計報告等ができていないか調査を行った。

その結果、委託料を自治会の収入として、自治会会計に計上し、総会等の場で入居者に報告が出来ていた自治会が 106 件中 95 件、委託料を受託者である自治会の収入とせず、入居者に報告も行っていない自治会が 11 件あった。(結果として、実務実施者に委託料を支払っていた。)

実態的には実務実施者個人が請け負い、その者に支払いをしていた 11 件については、契約上、委託先と支払先に齟齬をきたしているという意味で問題があると考えている。また特定の個人が業務を請け負う場合、受託者が長期入院するなどの理由により、業務の履

行に支障が生じる事態も想定され、そのような問題が生じた場合にフォロー体制が整っていないこと等も課題であるため、自治会を相手方とした契約に変更するよう調整していく。

一方で現契約において委託先と支払先に齟齬が生じている契約については自治会を相手方とした契約に改めるまでの経過措置として、自治会役員等委託業務を実際に担っている個人を契約の相手方とすることで、こうした齟齬の解消を図っていく。

自治会会計に関して各自治会に対し、共益費と自治会費の会計区分等について適切に行うよう指定管理者による自治会支援を行う中で指導を行っており、今後も引き続き指導を行っていく。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）